

石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市犯罪被害者等支援条例（令和8年石岡市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「市民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる事項により、やむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内の区域内に居住している者とする。

(1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

第2条第3項に規定する避難住民

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

(3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等を受けていた者

(4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

(5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

(6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

(7) その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(8) その他市長が特別な理由があると認める者

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(見舞金の支給対象となる犯罪行為)

第3条 条例第7条の見舞金の支給対象となる犯罪行為は、警察署長に被害届が提出されている等、当該行為による被害が警察への照会等により客観的に確認できるものとする。

(見舞金の種類及び支給額)

第4条 見舞金の支給額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30 万円
- (2) 重傷病見舞金 10 万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除した額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。

(見舞金の支給対象者)

第5条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時において市民であった者に限る。以下「死亡被害者」という。）の遺族として次条第1項に定める者
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において市民であった者に限る。）

(遺族の範囲及び順位)

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち前号に該当しない者

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 前項の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上いるときは、これらの者は遺族見舞金の申請、請求及び受領に当たり、代表者を1人選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して支給した遺族見舞金は、当該第1順位遺族の全員に対して支給したものとみなす。
- 5 死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（見舞金の支給制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者（以下「犯罪被害者」という。）又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上いるときは、そのいずれかの者。次号及び第3号において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があつた場合
- ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
- イ 直系血族（親子については、届出としていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
- ウ 3親等以内の親族（ア及びイに掲げる者を除く。）
- (2) 犯罪行為の被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があつた場合
- ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他該当犯罪行為を誘発する行為
- ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 石岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当すること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認める場合

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者からの申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による保護命令が発せられていたとき。

(2) 犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により犯罪行為被害者の生命又は身体に重大な危険が生じているとき。

ア 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号、第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び同項第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為、同条第7項（同項第5号に係る部分に限る。）及び第8項（同項第5号に係る部分に限る。）に規定する行為を除く。）

(3) 前2号に掲げる場合に準ずるものとして市長が認めるとき。

（遺族見舞金の支給申請）

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）

に、次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

(1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

- (2) 遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他証明書
- (3) 遺族見舞金申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (4) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 当該犯罪行為による被害について、既に次条の規定による重傷病見舞金の申請が行われているときは、重複する書類の提出を省略することができる。

（重傷病見舞金の支給申請）

第9条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、重傷病見舞金支給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 重傷病見舞金申請者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 重傷病見舞金申請者の本人確認ができる書類
- (3) 重傷病見舞金申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（見舞金の申請期限）

第10条 前2条の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したときは、申請することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期限までに前2条の規定による申請ができなかったと市長が認めるときはこの限りでない。

（見舞金の支給決定）

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査し

，見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第12条 前条の規定による見舞金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者は、見舞金の支給を受けようとするときは、犯罪被害者等見舞金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第13条 支給決定を受けた者は、見舞金の支給を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（見舞金の返還等）

第14条 市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第11条の規定による支給決定を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その全部又は一部を返納又は返還させることができる。

(1) 第7条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定又は支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支給決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

（照会）

第15条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為について適用する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄

遺族見舞金支給申請書

石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第 8 条の規定により，次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

被害を受けた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
被害等の場所		
被害者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	被害当時の住所	
	死亡したとき (死亡診断書による)	年 月 日
被害の発生状況		
取扱警察署及び 被害届の受理番号等		取扱警察署： 警察署 受理年月日： 年 月 日 受理番号：第 号 罪名：
死亡前の重傷病見舞金 支給の有無		☐ 有 ☐ 無
備考		

代表者の選任等

申請者が第1順位遺族の代表者として遺族見舞金を申請，請求及び受領することに同意します。			
申請者以外の第1順位遺族の氏名（署名）	被害者との続柄	住所	連絡先

※該当者がいない場合には，空欄に斜線を引いてください。

第1順位遺族である者のうち，上記欄に署名ができない者の理由等について，次のとおり申し出ます。		
第1順位遺族の氏名	被害者との続柄	住所，連絡先，署名ができない理由（未成年者，所在不明等）

※該当者がいない場合には，空欄に斜線を引いてください。

誓約・同意事項

【誓約事項】

- 1 石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条に規定する見舞金の支給の制限に該当しないこと。
- 2 遺族見舞金の支給後に、偽りその他の不正の手段により見舞金の支給決定若しくは支給を受けたこと又は石岡市犯罪被害者等支援条例若しくは石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したことが判明した場合は、同規則第14条の規定に基づき、既に支給を受けた遺族見舞金を速やかに、返納又は返還すること。
- 3 この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき、遺族見舞金の支給決定を受けた後に、この遺族見舞金を受けるべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決すること。

【同意事項】

- 1 遺族見舞金の受給資格を確認するため、石岡市が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項その他の遺族見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
- 2 被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、石岡市が警察署、医療機関等の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、遺族見舞金を申請するに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認のうえ、誓約及び同意します。

申請者氏名（署名）

添付書類

- 1 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該その者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 2 遺族見舞金申請者と被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他証明書
- 3 遺族見舞金申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- 4 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- 5 遺族見舞金申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時に被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄

重傷病見舞金支給申請書

石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第 9 条の規定により，次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

被害を受けた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
被害等の場所		
被害者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	被害当時の住所	
被害の発生状況		
取扱警察署及び被害届の受理番号等		取扱警察署： 警察署 受理年月日： 年 月 日 受理番号：第 号 罪名：
備考		

誓約・同意事項

【誓約事項】

- 1 石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条に規定する見舞金の支給の制限に該当しないこと。
- 2 重傷病見舞金の支給後に、偽りその他の不正の手段により見舞金の支給決定若しくは支給を受けたこと又は石岡市犯罪被害者等支援条例若しくは石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したことが判明した場合は、同規則第14条の規定に基づき、既に支給を受けた重傷病見舞金を速やかに、返納又は返還すること。

【同意事項】

- 1 重傷病見舞金の受給資格を確認するため、石岡市が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項その他の重傷病見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
- 2 被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、石岡市が警察署、医療機関等の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、重傷病見舞金を申請するに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認のうえ、誓約及び同意します。

申請者氏名（署名）

添付書類

- 1 重傷病見舞金申請者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- 2 重傷病見舞金申請者の本人確認ができる書類
- 3 重傷病見舞金申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証明する書類

様式第 3 号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金の支給については、下記のとおり決定したので、石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第 11 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 見舞金の種類 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
- 2 支給決定額 円

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金の支給については、下記の理由により支給しないことに決定したので、石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

記

支給しない理由

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、石岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表するものは、石岡市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号（第12条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄

犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった犯罪被害者等見舞金について、石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円
犯罪被害者等 見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協
支店名	店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名	フリガナ

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した犯罪被害者等見舞金については、
下記の理由により支給決定を取り消したので、石岡市犯罪被害者等支援条例施行規則第
14 条第 2 項の規定により通知します。

記

決定を取り消す理由

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、石岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表するものは、石岡市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。